

| | |
|-------------------|------------------|
| 島根原子力発電所 2号炉 審査資料 | |
| 資料番号 | EP-071 改 08(回 1) |
| 提出年月日 | 令和 2年 9月 30日 |

令和 2年 9月
中国電力株式会社

島根原子力発電所 2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第16条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設））

| No. | 審査会合 実施日 | コメント内容 | 回答状況 | 回答内容 |
|-----|-------------|--|--------------------------|--|
| 1 | 平成31年4月4日 | 重量物落下の落下エネルギーによる抽出について、気中落下試験の5.1mを超える運用がある場合は、それについても整理して提示すること。 | 第720回審査会合（令和元年5月30日）にて説明 | 燃料集合体をキャスクに装荷する際には、キャスクと燃料集合体が干渉しないよう、燃料集合体を通常の燃料移送時よりも高く吊り上げることとなるが、キャスク装荷作業が水中で行われることを踏まえ、水中重量（浮力を考慮した重量）を用いて落下エネルギーを評価し、15.5kJ未満となることを確認している。 (資料2-3-3「16条－別添1－44,別添4－14」) |
| 2 | 平成31年4月4日 | フロート式の水位検出器の記録を設備対応とする際の変更内容を詳細に説明すること。 | 第720回審査会合（令和元年5月30日）にて説明 | 燃料プール水位及び燃料プールライナドレン漏えい水位について、フロート式水位検出器の検出信号をプロセス計算機に取り込み、検出信号の取り込み日時について記録し、帳票を出力できるようにする。 (資料2-3-3「16条－別添2－3～5」) |
| 3 | 平成31年4月4日 | 燃料プール水位・温度（S A）について、ヒーターを起動し水位を測定するとあるが、ヒーターの起動のタイミングや通常時の監視測定状況の詳細について説明すること。 | 第720回審査会合（令和元年5月30日）にて説明 | 燃料プール水位・温度（S A）の測定においては、常時各熱電対に対して、順番に一定時間（60秒間）ヒータON/OFFを自動的に繰り返し実施することで、水位及び温度の常時計測が同時に可能な設計とする（6個のヒータ付熱電対を上方から順に1分ずつヒータに電流を流し、各熱電対について6分に1回加熱させる計画）。 (資料2-3-3「16条－別添2－23」) |